

家庭内家具等転倒防止器具取付等実施の流れ

家庭内家具転倒防止器具を取り付けたい

家具等転倒防止器具の取付を自分で行うため、器具の給付だけを申請したい。

自ら家具等転倒防止器具の取付が困難なため、器具の給付と取付支援を申請したい。

①「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付申請書」を危機管理課または支所市サービス課へ提出

市の指定する器具の中から6台分までの転倒防止器具を現物給付する。但し、1台分の器具代として2,000円まで市が負担(1台分の器具代が2,000円を超える分は申請者の自己負担)とする。

①「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付申請書」及び「袋井市家庭内家具等転倒防止器具取付支援申請書」を危機管理課または支所市民サービス課へ提出

※ 借家等の場合は、住宅家主や管理者の承諾が必要です。

市の指定する器具の中から2台～6台分までの転倒防止器具を現物給付する。但し、家具1台あたりの器具代として2,000円まで市が負担(1台あたりの器具代が2,000円を超える分は申請者の自己負担)とする。

申請書提出時に市と契約している大工さんの中から希望の大工さんを選ぶ。
市と契約している大工さんは家庭内家具等転倒防止器具取付事業者一覧に掲載。
 取付費用については、④のとおりとする。

②市から申請者へ「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付決定通知書」を交付

②市から申請者へ「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付決定通知書」及び「袋井市家庭内家具等転倒防止器具取付支援決定通知書」を交付(器具給付で個人負担額がある場合は納入通知書兼領収書を同封します。)

③申請者は、危機管理課または支所市民サービス課の窓口で転倒防止器具を受け取る

1台分の転倒防止器具代が上限の2,000円を超える場合は、転倒防止器具受け取りの際に、超える分の納入通知書を渡す。

③大工さんと下見及び取付の日程調整し、大工さんがお宅に伺い、取付を行う。

④申請者の方は、転倒防止器具固定後、大工さんと一緒に取付具合を確認する。
一般世帯は個人負担額(取付分)を直接、大工さんに支払う。
個人負担額は以下の通りとする。

世帯区分等	取付台数	市負担額	申請者負担額
1 満65歳以上の者のみで構成されている世帯	2台取付	10,600円	0円
2 要支援・要介護の認定を受けている者が属する世帯	3台取付	15,900円	0円
3 身体障害者手帳の交付を受けている者が属する世帯	4台取付	21,200円	0円
4 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯	5台取付	26,500円	0円
5 療育手帳の交付を受けている者が属する世帯	6台取付	31,800円	0円
6 袋井市災害時要援護者避難支援計画(個別計画)作成に同意した者又はその支援者であると市長が認めたものが属する世帯	2台取付	8,900円	1,700円
7 その他市長が特に認める世帯	3台取付	13,300円	2,600円
上記に該当しない場合	4台取付	17,700円	3,500円
	5台取付	22,100円	4,400円
	6台取付	26,500円	5,300円